

平成 20 年度における保健事業（長寿・健康増進事業）の実施について（案）

（経過）

当初、広域連合の方針として、健康診査以外の保健事業については、財源が原則保険料となっているため、被保険者の保険料への影響を考え、実施しない方針を示していましたが、本年 6 月に国より特別調整交付金について示されたことから、平成 20 年度については、当該事業を実施していきたいと考えている。

なお、当該事業の実施に伴い、条例改正が必要となることから、11 月の第 2 回定例議会において提案する予定である。

（趣旨）

保健事業（長寿・健康増進事業）については、長年社会に貢献されてきた高齢者の健康づくりを目的とし、健康増進への取組の促進について、広域連合や市町村が創意工夫により実施する事業に対し、国が財政支援を行うものである。

（交付対象期間）

平成 20 年 7 月以降に開始し、平成 21 年 3 月末までに終了する事業が対象である。

（実施方法）

実施方法につきましては、市町村において、地域の特性や住民との密接な関係を構築されている実情を踏まえ、平成 20 年度については、市町村が実施した当該事業に対し、広域連合が補助金を交付する補助方式で実施する。

（補助対象事業）

広域連合が策定する事業計画を基に、市町村が実施する次の事業が補助対象となる。なお、補助対象事業については、国の対象事業に準じている。

① 健康相談、健康に関するリーフレットの提供

保健師等により、高齢者の心身の特性を踏まえた健康相談及び健康の保持・増進に必要な情報提供等を実施する。

例) 健康手帳の交付、各種健康教育・教室等

② スポーツクラブ、保養施設等の利用助成

被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、各種運動施設、保養施設等を利用する場合の料金の助成を実施する。

例) 温泉施設利用券助成、保養施設利用券助成等

③ スポーツ大会、レクリエーションの運営費の助成

被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、自治体その他の団体が行うスポーツ大会、レクリエーション等の各種行事等にあたって、運営経費の助成を実施する。

例) 高齢者運動会、パークゴルフ大会、健康まつり等

④ 医療と介護の連携強化モデル事業

高齢者の心身の特性を踏まえた医療と介護の連携を強化するための先駆・先導的な取組を実施する。

例) 医療と介護の連携強化検討委員会の設置・開催に伴う経費等

⑤ その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業

①、②、③及び④以外について、事業の趣旨に沿った取り組みについても事業の対象とする。

例) 人間ドック、各種検診等

(交付基準)

交付基準については、現在、国において調整中であることから、各市町村への補助基準は、調整結果を踏まえて検討したいと考えている。

(対象外となる経費)

- ① 他の国庫補助対象経費及びその自己負担分
- ② スポーツ大会やイベントにおける参加者に対する物品及び記念品・賞品
- ③ 職員の人件費（臨時職員賃金やアルバイトの賃金を含む。）

(平成 21 年度以降の事業)

平成 21 年度以降については、現段階において、当該事業に対する国からの財政支援の継続が不明確であることから、今後、国から明確な方針が示され次第、道内市町村の意見や他県広域連合等の動向などを踏まえながら、全市町村に実施していただくよう働きかけていきたいと考えている。